

地方公務員法の「人事評価制度」により、任用、給与、分限及びその他の人事管理の基礎として活用し、公正かつ定期的に行わなければならないこととされています。

本町においても、「遠軽町職員人事評価実施規程」により、「業績評価」及び「能力・態度評価」の両面から評価し、本人への開示をしました。

また、公正な評価の確保のために評価者等を対象とした定期的な研修を実施しました。